

## 日立市保健センターソーシャルネットワーキングサービス運用方針

令和3年4月5日

日立市保健センターでは、より多くの方に保健事業の内容や健康づくりに関する情報を提供するための発信媒体として、日立市保健センター公式ソーシャルネットワーキングサービスを開設しました。この方針では、運用に関する事項を以下のとおり定めます。

### 1 アカウント名

- (1) インスタグラム      アカウント名    「hitachi\_hokencenter83114」
- (2) フェイスブック      ページ名            「日立市保健センター 生活習慣病チーム」
- (3) ツイッター            アカウント名    「@hitachi\_kenko」

### 2 情報の発信主体及び運用管理者等

情報の発信主体及び管理は日立市健康づくり推進課が行うこととし、運用管理者は健康づくり推進課長とします。また、運用者は運用管理者が指定する職員とします。

### 3 情報の発信時間

原則、月曜から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします（祝日及び年末年始を除く）。

ただし、運用管理者が必要と判断した場合は、上記以外でも発信することがあります。

### 4 運用方法

- (1) 運用管理者の監督のもと、健康づくり推進課が情報を発信します。
- (2) 利用者からのコメント等に対しては回答しませんので、発信した情報へのお問合せ等は、健康づくり推進課へ直接お問い合わせいただくか、日立市のホームページの「ご意見・お問い合わせ」などをご利用ください。【日立市公式ホームページ <http://www.city.hitachi.lg.jp>】

## 5 禁忌事項

以下に定める利用者からの投稿等は禁止していますので、予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的財産権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他、日立市は不適切を判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

## 6 知的財産権

- (1) 掲載している個々の情報(文章、画像等)に関する知的財産権は、日立市又は原著作者に帰属します。
- (2) 内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。

## 7 免責事項

- (1) 日立市は、利用者が掲載情報を利用又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (2) 日立市は、利用者間、もしくは利用者と第三者間のトラブルによって利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(3) 上記のほか、日立市はソーシャルネットワーキングシステムに関連する事項に起因又は関連して生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

(4) 日立市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、又は運用を中止する場合があります。

## 8 個人情報の取り扱い

取得した個人情報については、日立市個人情報保護条例に基づいて、適切に管理します。

## 9 適用

この運用方針は令和3年4月5日から適用します。

以上